



染めるのではないかと不安です。どうしたらよいですか。

Q

現在、妊娠7カ月です。職場で接客業務が多く、新型コロナウイルスに感染したくないなあ

A

新型コロナウイルス感染が続く中、仕事の内容によっては、働く妊婦は感



### 母健連絡カードを活用しましょう

では、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、必要な措置(母性健康管理措置)を講じることを事業主に義務付けています。

また、新たに新型コロナウイルス感染症に関する措置が規定されました。

新型ウイルス感染の恐れに関する心身のストレスが、母体または胎児の健康に影響があると主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出て下さい。

この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

例えば、感染の可能性があるが低い作業への転換や在宅勤務・休業など(母性健康管理措置)の出勤制限が考えられます。

主治医から指導があった場合、その指導事項を的確に伝えるため、「母健連絡カード(母性健康管理指導事項連絡カード)」を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主が母性健康管理措置を講じない場合は鳥取労働局に相談してください。

鳥取労働局雇用環境・均等室 電話0857(29)1709